

労務通信

2013.10月号

厚労省が「ブラック企業」の取締りを強化へ

◆いよいよ「ブラック企業」の本格取締りがスタート

厚生労働省は、若年労働者等の使い捨てが疑われる企業（いわゆる「ブラック企業」）が社会問題となっていることを受けて、9月に集中的な監督指導を行うことを発表しました。具体的には、以下の3つを柱として対策を行っていくとのことです。



◆(1) 長時間労働抑制に向けた集中的な取組みの実施

9月を「過重労働重点監督月間」と定め、過重労働が行われている疑いのある約4,000事業所について、重点的に指導・監督を実施します。

主な重点確認事項については、時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかの確認やサービス残業の有無についての確認があり、これらについて法違反が認められた場合は是正指導が行われます。また、長時間労働者に対しては、医師による面接指導などの健康確保措置が確実に講じられるよう指導も行っていきます。過労死等事案を起こした、または、脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われたなどの企業等については、再発防止の取組を徹底させるため、法違反の是正確認後もフォローアップのための監督指導が実施されるようです。監督指導の結果、法違反の是正が行われない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象から外すことも決定しており、重大・悪質な違反が確認された企業については、送検、公表するとしています。

◆(2) しっかりとした相談対応

9月1日には、全国一斉の電話相談を実施し、過重労働が疑われる企業などに関する相談を踏まえ、法違反が疑われる企業に監督・指導を行います。9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付けします。新卒応援ハローワークでも、情報・相談を受け付け、労働基準法などの違反が疑われる企業に関しては労働基準監督署に情報を提供するとしています。

◆(3) 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進

ポータルサイト「あかるい職場応援団」(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)を通じ、パワハラに関する裁判例を解説したり、パワハラ対策に取り組んでいる企業を紹介したりします。また、パワハ

ラ対策の必要性等をわかりやすく説明したポスター、リーフレット等を作成し、全国の行政機関等で掲示・配布するとのことです。

◎ 9月1日（日）に実施された『無料電話相談』の結果

○相談件数：1,042件

（労働者本人：716件 労働者の家族：223件 その他：103件）

○主な相談内容（上位3項目※複数回答あり）

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 賃金不払い残業 | 556件（53.4%） |
| 2 | 長時間・過重労働 | 414件（39.7%） |
| 3 | パワーハラスメント | 163件（15.6%） |

＜厚生労働省：若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談について より＞

法改正情報

◆最低賃金額が引き上げられます！！（広島県は733円に。）

平成25年度の地域別最低賃金の改定審議が全都道府県で終了し、答申状況がWeb上に公開されています。最低賃金額（時間額）の全国加重平均は昨年度から15円引上げられ、**764円**となります。今回の改定で現在、地域別最低賃金額が生活保護水準と逆転している11都道府県（北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）のうち、北海道を除く10都府県で逆転現象が解消されます。最低賃金額が最も高いのは東京の869円、最も低いのは664円（9県が該当）となりました。答申された改定額は正式決定後、10月6日から11月上旬までに順次発効される予定です。

※この情報は、9月18日現在の報道資料にもとづいて作成しております。

◎平成25年度 地域別最低賃金額答申状況

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000022442.html>

事務所よりひとこと

◆最低賃金額、月給者にも適用されますのでご注意ください！！

今年は大幅引上げとなった最低賃金額。広島県の時間額は733円で、昨年の719円から14円アップとなりました。答申状況によると、発効予定年月日は10月24日となっております。これ以降の給与支給に関しては、25年度の時間額が適用されますので、給与計算時には注意が必要です。

また、パート・アルバイトの従業員がいない月給制の正社員のための企業でも、最低賃金の適用は受けません。基本給＋固定的手当の総額を時間単価に直した場合に、その額が最低賃金を下回ると法違反となり、罰金が科される可能性があります。県外に事業所がある場合は、その地域の時間額が適用されますので、全国一覽でチェックしていただき、発効年月日にご注意ください。